

**令和5年度
若者向けお試し就業・お試し居住体験促進事業
実施業務**

企画コンペ審査要領

**令和5年2月
岩手県**

この「企画コンペ審査要領」（以下「審査要領」という。）は岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和5年度若者向けお試し就業・お試し居住体験促進事業実施業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「選考委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 選考委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された、別添資料1「業務仕様書」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）について、別表の審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 参加者が5者を超える場合には、委員会の部会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。
- (3) 参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- (4) 選考委員会は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて報告するものとする。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選考委員会において合議の上、総合順位を決定する。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、選考委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

3 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に書面で郵送により通知する。

(別表)

審査項目、審査観点及び配点 (100 点満点)

審査項目	審査観点	配点
1 全般	<ul style="list-style-type: none">・業務仕様書の趣旨を十分に理解した提案となっているか・実施方法やスケジュールなどが具体的かつ現実的な提案となっているか・他に優れ、特に評価すべき内容がある内容か	15
2 業務の内容		
① 企画、実施	<ul style="list-style-type: none">・業務仕様書の内容を理解し、効果的な提案内容となっているか。・実現可能性はあるか。	20
② 参加者募集について	<ul style="list-style-type: none">・業務仕様書の内容を理解し、効果的な提案内容となっているか。・実現可能性はあるか。	15
③ 参加者の受入について	<ul style="list-style-type: none">・業務仕様書の内容を理解し、効果的な提案内容となっているか。・実現可能性はあるか。	15
④ その他、相談窓口設置、他主体との連携など	<ul style="list-style-type: none">・業務仕様書の内容を理解し、効果的な提案内容となっているか。・実現可能性はあるか。	10
3 自由提案	<ul style="list-style-type: none">・業務仕様書の内容を理解し、効果的な提案内容となっているか。・実現可能性はあるか。	5
4 業務履行能力	<ul style="list-style-type: none">・提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されているか。・これまでの実績などはあるか。	10
5 見積書	<ul style="list-style-type: none">・積算単価や数量は妥当なものであるか。・提案内容との整合性があるか。	10

採点基準

区分	5 点の項目	10 点の項目	15 点の項目	20 点の項目
非常に優れている	5	10	15	20
優れている	4	8	12	16
問題はない	3	6	9	12
やや問題がある	2	4	6	8
問題がある	1	2	3	4
採用できない	0	0	0	0